国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （期末手当） 第８条　（略） ２　期末手当の額は、第５条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、100 分の 219.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた１週間当たりの勤務時間を 40（1 週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分の者にあっては、38.75）で除して得た割合を乗じて得た額とする。 （表は省略） ３　（略）	本則 （期末手当） 第８条　（略） ２　期末手当の額は、第５条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、100 分の 212を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた１週間当たりの勤務時間を 40（1 週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分の者にあっては、38.75）で除して得た割合を乗じて得た額とする。 （表は省略） ３　（略）	給与法の改正に伴い、期末手当の支給率を引き下げる改正

附　則（令和４年５月１日細則第 10 号）

この細則は、令和４年５月１日から施行する。

ただし、令和４年６月期支給の期末手当における第８条第２項の規定の適用については、同項中「100 分の 212」とあるのは「100 分の 213.3」とする。